



新	旧
	<p>では判断困難なこともあり得るので、「申立て後10日(道の休日を算入しない。)」以内に却下することを基本原則とするが、個別事情に応じあくまで例外的措置として「申立て後10日(道の休日を算入しない。)」を超えた場合も却下することができるものであること。</p> <p>2 5の(1)の「正当な理由があると認める場合」とは、次のような場合をいうものであること。</p> <p>(1) 天災に起因する場合</p> <p>(2) 人為による異常な災害に起因する場合等その責めに帰することができない理由に起因する場合</p> <p>(3) 調達機関の信義則に反する行為(不作為を含む。)に起因する場合</p> <p>(4) その他調達機関の責に帰すべき理由に起因する場合</p> <p>3 8の(4)の「緊急かつやむを得ない状況」の解釈</p> <p>行政の執行に回復困難な支障が発生する可能性が時間的に切迫しているか又は継続中であるため、当該苦情の検討結果を待つ余裕のない状況をいうものであること。</p> <p>4 9の(14)の「証人」の解釈</p> <p>裁判における尋問に応ずべき義務のある証人とは異なり、当事者の主張を補足する「参考人」と解するものであること。</p>